平成２５年（フ）第２１９号
愛知県愛知郡東郷町清水４丁目３番地22
コーポＫ＆Ｍ―Ｂ棟201号
債務者　石川　幸一
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６７号
名古屋市東区泉２丁目16番21号　ラ・クール泉305号
債務者　湖東　正治
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１５号
名古屋市守山区大字下志段味字穴ケ洞2271番地の25　サンモールＡ202
債務者　石井利永子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５号
三重県松阪市駅部田町1095番地ローレンセＡ棟203号
債務者　山高　央子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第５２号
京都府綾部市高津町谷口82番地の２
債務者　大槻　隆之
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第１３５４号
大阪府高石市綾園７丁目13番29号、前住所大阪府泉大津市上之町６番21―603号
債務者　荘　　雅也
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３５５号
大阪府高石市綾園７丁目13番29号、前住所大阪府泉大津市上之町６番21―603号
債務者　荘　　真紀
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３７５号
堺市中区八田北町10番地31　４棟103号、前住所堺市中区小阪350番地９
債務者　前田　光次
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９０号
大阪府富田林市錦織東２丁目13番７号―201
債務者　鎌﨑　泰廣
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９９号
大阪府藤井寺市惣社１丁目２番32号、前住所大阪府藤井寺市小山７丁目1234番地の16
債務者　竹中　　章
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
堺市北区新金岡町４丁４番12―505号
債務者　清水百合子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
大阪府河内長野市加賀田219番地の３、前住所和歌山県橋本市三石台３丁目29番地の２―614
債務者　播磨谷一彦
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８号
高知県土佐市高岡町乙1809番地４　ソレアード高岡202
債務者　川﨑　孝見
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１２号
高知市北本町１丁目12番14号
債務者　笹岡　　勇
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３号
高知市上町３丁目３番５―304号　アルファステイツ上町
債務者　堀川　雅代
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４号
高知市新田町19番18号　グリーンハイツ205
債務者　川上　美智
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７号
高知市桜井町１丁目８番36号　グランドール桜井202
債務者　天野　和代
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４号
鹿児島県鹿児島市坂之上５丁目13番16号　グリーンハイツ101号
債務者　末吉　　翔
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係